

嘉麻市職員等公益通報制度実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、嘉麻市（以下「市」という。）の職員等からの公益通報を適切に処理することについて必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における適正の確保に資するものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職若しくは同条第3項に規定する特別職に属する市の職員又は公益通報の日前1年以内にこれらの職員であった者

イ 市から事務若しくは事業の委託を受け、又は請け負った事業者の役員及びその業務に従事している者又は公益通報の日前1年以内に当該事務若しくは事業に従事していたもの

ウ 市の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び従業員で当該指定管理者が管理する施設の管理業務に従事する者又は公益通報の日前1年以内に当該管理業務に従事していたもの

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市に派遣された者で当該派遣業務に従事するもの又は公益通報の日前1年以内に当該派遣業務に従事していたもの

(2) 公益通報 職員等が、市が実施する事務又は事業に係る行為について、次に掲げる要件に該当するいずれかの事実が生じ、又は生じようとしている旨を通報することをいう。

ア 法令等（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実

イ 市民等の生命、身体の保護、財産その他の利益の保護、環境の保全、

公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実
ウ 市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実

- (3) 通報者 公益通報を行う職員等をいう。
- (4) 受付 通報者からの公益通報（次号に規定する受理を除く。）を受けることをいう。
- (5) 受理 受付した公益通報について、必要な調査をするものとして受け付けることをいう。

（通報者の責務）

第3条 通報者は、客観的事実に基づき誠実に公益通報を行わなければならない。

- 2 通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する目的をもって公益通報してはならない。
- 3 通報者は、公益通報に係る調査に対して、協力しなければならない。
- 4 通報者は、実名により公益通報を行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料がある場合は、この限りでない。
- 5 通報者は、公益通報の内容及び当該通報に関する調査の状況等を漏えいしてはならない。

（通報者の保護）

第4条 市長は、通報者に対し、公益通報をしたことを理由として、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 市長は、通報者が公益通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

（公益通報相談窓口）

第5条 職員等からの公益通報及びこれに関する相談（以下「通報相談等」という。）に係る事務を適切に処理するため、公益通報相談窓口（以下「内部通報窓口」という。）を人事秘書課に設置する。

- 2 内部通報窓口に法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）を置く。
- 3 従事者は、人事秘書課職員をもって充てる。
- 4 市長は、公益通報に関する調査等の対応を適正かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、前項の職員以外の者を従事者として指定

することができる。この場合において、市長は、当該者に対し従事者として指定した旨を通知するものとする。

（公益通報担当弁護士）

第6条 通報相談等に係る事務処理の適正を確保するため、外部の通報窓口（以下「外部通報窓口」という。）として公益通報担当弁護士を置く。

2 公益通報担当弁護士は、職務を遂行するに当たり、従事者に対して意見を述べ、又は助言をすることができる。

（公益通報処理委員会）

第7条 通報相談等に関する事実を調査し、当該通報相談等に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を提言するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務課長

(3) 人事秘書課長

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総務課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、人事秘書課において処理する。

（会議）

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（通報先及び方法等）

第9条 職員等は、通報相談等を行う場合は、内部通報窓口に対する通報相談等にあつては人事秘書課長に、外部通報窓口に対する通報相談等は公益通報担当弁護士に、職員等公益通報連絡票（別記様式）又は当該様式の記載事項を記載した書面を郵送又は電子メールの送信による方法で行うものとする。ただし、自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項については行うことができない。

（通報の受付等）

第10条 人事秘書課長又は公益通報担当弁護士（以下「通報受付窓口」という。）は、通報相談等を受け付けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報相談等の内容となる事実を確認し、委員会に報告するものとする。

- 2 通報受付窓口は、受け付けた通報相談等を受理したときは受理した旨を、不受理としたときは受理しない旨及びその理由を、速やかに通報者に対し通知しなければならない。
- 3 公益通報担当弁護士は、前項の規定による通知をするに当たっては、あらかじめ、通知する内容に関して従事者に照会することができる。この場合において、公益通報担当弁護士は、氏名その他当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して行うものとする。ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。
- 4 人事秘書課長は、受理した通報相談等が市政の執行に重大な影響を与えるおそれがあると判断した場合は、公益通報担当弁護士にその対応を相談し、又は調査を依頼することができる。
- 5 公益通報担当弁護士は、受理した通報相談等について自ら調査すべきと判断したものを除き、氏名その他当該通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、人事秘書課長に引き渡すものとする。ただし、通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。
- 6 公益通報担当弁護士は、受理した通報相談等の内容が違法行為であることが明らかであり、速やかに対応する必要がある場合は、関係機関に対して通知を行うことができる。
- 7 公益通報担当弁護士は、第5項の規定による引渡しに当たり、人事秘書課長に対して意見を述べ、又は助言することができる。

(調査の実施)

- 第 1 1 条 委員会は、前条第 1 項の規定による報告を受け、通報相談等に係る調査の要否を判断し、調査を要する旨の判断をした場合は、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧その他必要な調査を行うものとする。
- 2 公益通報担当弁護士は、前条第 4 項の規定により依頼を受けたもの及び自ら調査すべきと判断したものについて、関係者からの事情の聴取、関係書類の閲覧その他必要な調査を行うものとする。
- 3 公益通報担当弁護士は、前項の規定による調査を行うに当たり、人事秘書課長に対し必要な情報の提供及び調査への協力を依頼することができる。
- 4 委員会又は公益通報担当弁護士（以下「委員会等」という。）は、調査を実施するに当たっては、通報者の人権と秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

(調査開始等の通知)

- 第 1 2 条 委員会等は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による調査を開始したときは調査を開始した旨を、調査を要しないこととなったときは調査を要しない旨及びその理由を通報者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定による通知は、当該通報について公益通報担当弁護士が受理したものであるときは、公益通報担当弁護士が行うものとする。

(調査結果の報告)

- 第 1 3 条 委員会等は、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定による調査の結果を市長に報告するものとする。この場合において、委員会にあっては、必要に応じて、公益通報担当弁護士にも報告するものとする。
- 2 公益通報担当弁護士は、前項の規定による報告を受けた場合は、必要に応じて、講ずべき措置等について、市長に対して意見を述べ、又は助言することができる。
- 3 委員会等は、調査の結果を通報者に通知するものとする。ただし、当該通報者が通知を望まないときは、この限りでない。

(報告後の措置等)

- 第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告及び同条第 2 項の規定による意見又は助言を受け、通報相談等に係る事実の防止又は是正のため措置を講ずる必要があると認めるときは、所管課長等に対し、対応を指示する

ものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた所管課長等は、速やかに必要な措置等を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて公益通報担当弁護士に報告するとともに、速やかに通報者に通知するものとする。ただし、当該通報者が通知を望まないときは、この限りでない。

（是正勧告等）

第15条 公益通報担当弁護士は、前条第3項の規定により報告された措置等について、必要に応じ、市長に対し意見を述べ、若しくは助言し、又はその内容が公益通報制度の趣旨に反するものである場合は、是正を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見、助言又は是正勧告を受けたときは、当該措置等について、再検討するものとする。
- 3 前項の規定による再検討の結果に伴う措置等については、前条の規定を準用する。

（不利益な取扱いに関する申出）

第16条 通報者は、通報相談等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、市長にその旨を書面により申し出ることができる。ただし、法に基づく処分は除くものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに調査を実施し、その調査の結果を公益通報担当弁護士に報告するものとする。
- 3 公益通報担当弁護士は、前項の規定による調査の結果の報告を受けたときは、講ずべき措置等について、市長に対して意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 市長は、前項の規定による意見及び助言を踏まえて、必要な措置を講ずるとともに、速やかに通報者に対しその旨を通知するものとする。
- 5 前2項の規定は、措置を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、その理由も併せて通知するものとする。

（運用状況の公表）

第17条 市長は、公益通報件数等の運用状況について公表するものとする。

（補則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。